

**国立市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案**

上記の議案を提出する。

令和元年6月5日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、災害援護資金の貸付利率、保証人その他の事項について定めるため、条例の一部を改正するものである。

**国立市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案**

国立市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和50年3月国立市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第14条の見出し中「（」の次に「保証人及び」を加え、同条中「災害援護資金は」の次に「、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は」を加え、「3パーセント」を「1パーセント」に改め、同条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

第14条に次の1項を加える。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「半年賦償還」の次に「又は月賦償還」を加え、同条第3項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改める。

#### 付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第14条の規定は、平成31年4月1日から適用する。
- 2 改正後の第14条の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。